

～経営者が知っておくべき～

スペシャルタイプの場合、こちらに「事務所名」を挿入することが可能です

税務調査の 必須知識と 正しい対応方法

税務調査の 現実って？

- 年間で税務調査に入られる確率って？
- 否認割合って何%？



なぜ税務調査に 入られるの？

- 税務署は調査先をどうやって選定してる？
- 数年前に入られたけど、次はいつ来る？



経営者が知るべき 税務調査対応とは？

- 税務調査って断れるの？
- 突然税務署が仕事場にやって来たら？

はじめに

「税務調査の連絡が来てからというもの・・・心配で心配で、夜も眠れません。」

ここまで心配に感じられる経営者の方も、実際にいます。

税務調査は、脱税など悪いことをしている会社や経営者を「取り調べる」ために行われるものではなく、あくまでも税務署に提出した税務申告の内容が正しいかどうかを【確認】するためのものですから、極端に税務署や調査官を怖れる必要はありません。税務調査というものを知れば知るほど、怖がる必要はなくなるのです。まずは、税務調査に対する正しい知識と理解を得ることが大切ということです。

経営者にとって、税法・税制に関する詳細な知識など必要ありませんし、その点は顧問税理士・会計事務所を頼っていただいた方がいいでしょう。ただ、税務調査を受ける会社・経営者でなければ対応ができない論点もあり、その点を特に知っていただければと思います。

本冊子を通じて、税務調査に必須の知識と、正しい対応方法を習得していただければ幸甚です。

CONTENTS

税務調査の現実（追徴税額の平均額など）	3
税務調査はどういう理由で入られますか？	4
税務調査って断れないんですか？	5
ある日突然…税務署がオフィス・自宅に来たら（無予告調査）	6
税務調査で言うてはいけないフレーズ	8
調査官に直接パソコンを触らせない	9
「帳簿を税務署に持って帰りたい」と言われた時の対応	10
顧問税理士が不在時に調査官から連絡が来たら…いきなり来たら	11
税務調査の終わり方は3パターン	12
調査官が作成した書面に署名押印を求められたら…	13
なぜ重加算税を安易に受け入れてはならないのか？	14
～最後に～税務調査の開始前に誤りを正せば	15
あとがき	16

税務調査の現実(追徴税額の平均額など)

さて、本題に入る前に・・・税務調査に入られると、追徴税額がどの程度になるのか、具体的なイメージを持ってもらうため、国税庁が毎年発表しているデータを簡単に分析してみましょう。ここで参考にしたのは、下記の「報道発表資料」です。

「令和3事務年度 法人税等の調査事績の概要」(令和4年12月 国税庁)

※令和3事務年度=令和3年7月～令和4年6月

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/hojin_chosa/pdf/01.pdf

まず、全国で実施された税務調査の件数ですが、前年対比163.2%増(約4万1千件)と急増する結果となっているのですが、新型コロナウイルスによる自粛等の影響がなければ税務調査件数は約10万件程度でした。この10万件をベースに考えると、法人の申告数は約300万社であることから、年間で税務調査に入られる確率は「10万件÷300万社=約3.3%」程度と、税務調査の確率は意外に低いことがわかります(ただし、税務調査は一度入ると3年～5年分を遡ることになりますので、このような単純計算はあまり意味がないと認識してください)。

重要なポイントはここからです。法人税における税務調査での否認割合は「31千件÷41千件=約76%」となっており、税務調査が入れば4社のうち3社が何かしらの誤り・漏れがあったということになります。

また、調査1件あたりの増差所得(売上や経費などの否認額)は約1,500万円、**追徴税額にいたっては約570万円**(法人税+消費税+加算税を含む)となっており、おそらく多くの経営者が想定するより多額の追徴税額が発生しているのが事実なのです。さらには、この「追徴税額の平均額:約570万円」も直近だけの数字であって、前年度の**追徴税額は約780万円/件**だったことから、いかに税務調査が怖いものか、おわかりいただけるかと思います。

法人税における税務調査で、4社に**3社**が何かしらの**誤りや漏れ**があった



1件あたりの売上や経費などの
否認額は約**1,500万円**



前年度の追徴税額は
1件あたり約**780万円**

税務調査における「重加算税」については、後ほど詳しく解説しますが、重加算税の賦課率である「不正発見割合」は、22.7%となっており、例年20%を超える割合となっています。つまり、**法人に対して5件の税務調査を実施されると、うち1件強は不正を行っている**(と税務署が認定している)、というのが事実なのです。

無予告調査の正しい対応方法

① 事業所・自宅内に入れない

「税理士に連絡しますのでそのまま少々お待ち下さい」

- ➔ 常識ある方なら、来客があれば社内に通すでしょう。来客が税務署の人間ということであればなおさらです。しかし、あえて会社内に入れない方が、事前にトラブルを防ぐことができます。

② 無予告調査に来た税理士を拒絶しない

「中継は別の手続きがとってして無予告調査です」

- ➔ 無予告調査でも申告書の提出も手続がない、というところは少ないです。無予告調査でも申告書の提出も手続がある場合があります。申告書の提出も手続がない場合は、申告書の提出も手続がない場合は、申告書の提出も手続がない場合があります。

③ 無予告調査の手続きを完了させる

「無予告調査は申告書の提出も手続がないです」

- ➔ 無予告調査にも申告書の提出も手続がない場合があります。しかし、申告書の提出も手続がない場合は、申告書の提出も手続がない場合があります。申告書の提出も手続がない場合は、申告書の提出も手続がない場合があります。

無予告調査の手続きを完了させるためには、申告書の提出も手続がない場合があります。申告書の提出も手続がない場合は、申告書の提出も手続がない場合があります。申告書の提出も手続がない場合は、申告書の提出も手続がない場合があります。



無予告調査時の緊急連絡先



スペシャルタイプの場合、こちらに
「事務所名」「連絡先」を挿入することが可能です

TEL.03-0000-0000

お困りごとがあればすぐにお問合せください！

調査官が作成した書面に 署名押印を求められたら…

税務調査が進み最終的な局面になると、調査官から「質問応答記録書」という書面に署名・押印を求められることがあります。質問応答記録書とは、税務調査の中で判明した事実関係などを記載し、その内容に間違いがないことを証するための書面です。なぜ、調査官が質問応答記録書に署名・押印を要請してくるかという、これが重要な課税の証拠になるからです。

税務調査では事実関係が不明確・不明瞭であることがよくあり、調査官としては申告内容を否認・追徴税額を課すため、証拠がない(足りない)場合に、質問応答記録書を作成して署名・押印を求めてくることになります。簡単に言えば、「(納税者本人による) **自供の書面化**」です。

特に、調査官が作成した「質問応答記録書」が調査官自身が作成したものであるという点に於いて、調査官が調査記録の作成に署名・押印を求めたことは事実です。なぜなら、調査記録とは調査官が作成したものであるからで、調査記録の作成者として調査記録を作成した調査官が「質問応答記録書」を作成したことは調査官自身が作成したものであり、このように調査官が作成した記録・調査記録を作成すること、調査官によって作成された記録と見なされます。

また、この記録に署名押印を調査官から求められた場合、心当たりがなければ署名押印を拒否しても構いません。調査の内容を鑑みて、下記のように対応が求められます。

「質問応答記録書を作成する旨」(令和5年11月 国税庁課税政策部課)

税務調査で調査官が作成した記録書は、必ずしも署名押印を求めません。

＜理由＞

まず、調査官から署名押印を求められた記録書は、(甲)署名捺印をしない場合、(乙)署名捺印をしないが、署名押印をしない記録書、(丙)捺印し、署名捺印をしない記録書、そのいずれの場合も署名捺印を求めない場合があります。ただし、(甲)署名捺印をしない場合、(乙)署名捺印をしないが、署名捺印をしない記録書、(丙)捺印し、署名捺印をしない記録書、そのいずれの場合も署名捺印を求めない場合があります。ただし、(甲)署名捺印をしない場合、(乙)署名捺印をしないが、署名捺印をしない記録書、(丙)捺印し、署名捺印をしない記録書、そのいずれの場合も署名捺印を求めない場合があります。

このように、調査記録作成者への署名捺印は、必ずしも「調査記録作成者」に署名捺印を求めない場合があります。

調査記録に署名捺印を求められた場合、調査記録が正しい内容であることを、調査官に対して「署名捺印をしない」旨を伝えることにより調査記録の作成に同意したと見なされ、必要に応じて署名捺印を求められます。

あとがき

本冊子をお読みいただき、誠にありがとうございます。

税務調査を受けるにあたって、経営者として最低限知っておくべきポイントに絞って解説してきましたが、いかがでしたでしょうか？

税理士・会計事務所にとって、税務調査（に立会うこと）は日常業務である一方、経営者の方にとってみれば、長い経営者人生の中で数回しかない「特殊なイベント」ということになるでしょう。税務調査を受けた経験が少ないからこそ、不安になることも多いわけですが、本冊子をお読みいただくことで、その不安感が少しでも減ったのであれば望外の喜びです。

**スペシャルタイプの場合、「あとがき」の文章は
お好きなものに差し替えが可能です。**

「税務調査手続に関する FAQ（一般納税者向け）」（平成 28 年 12 月改訂）

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/pdf/02.pdf>

本冊子の内容は、令和 5 年 2 月 28 日現在の法令等に基づいております。

〇〇●●□□

〇〇●●□□税理士法人 代表

〇〇●●〇〇●●税理士法人

〇〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□
〇〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□
〇〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□
〇〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□
〇〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□□〇●●〇〇●●□□



**スペシャルタイプの場合、「事務所情報」欄は
お好きなものに差し替えが可能です。**

創 業

所在地

〒810-0073

〇〇市〇〇区〇〇●丁目●番●号

E-mail: ■■■■@■■■■■■■■.jp

URL: http://www.□□□□□□.jp

TEL.03-0000-0000 FAX.03-0000-0000